

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年12月6日
事業者の氏名又は名称	株式会社クルシマトランスポートライン(法人番号5500001013400)(代表者 長谷部芳利男)
事業者の所在地	愛媛県今治市東鳥生町5丁目16番
営業所の名称	宇多津営業所
営業所の所在地	香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁22-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項第1号、第2号、第4項、道路運送車両法第49条
違反行為の概要	<p>令和4年7月6日、同年8月1日及び同年同月24日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)  (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)  (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)  (4)点検整備記録簿等の記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第3条の2)  (5)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)  (6)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)  (7)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)  (8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年12月12日
事業者の氏名又は名称	愛媛急配株式会社(法人番号7500001007986)(代表者 弓削大介)
事業者の所在地	愛媛県西予市野村町野村9号14番地
営業所の名称	宇和営業所
営業所の所在地	愛媛県西予市宇和町大字清沢1631
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第4項
違反行為の概要	<p>令和4年9月8日、労働局と合同で監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(5)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年12月12日
事業者の氏名又は名称	有限会社黒石建材(法人番号8490002009941)(代表者 黒石愛)
事業者の所在地	高知県高岡郡越知町片岡650番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市朝倉丙137-22
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項第1号、第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和4年8月10日、同年9月12日及び同年同月26日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更の認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)</p> <p>(2)運転者の勤務時間及び乗務時間に従った乗務割等を定めていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(6)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(7)運転者の乗務について定められた事項の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第8条)</p> <p>(8)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(9)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p> <p>(10)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	10点
違反点数(事業者)	10点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年12月15日
事業者の氏名又は名称	丸西運輸株式会社(法人番号5490001006298)(代表者 丸岡英文 )
事業者の所在地	高知県南国市小籠780-4
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県土佐市市野々565-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
違反行為の概要	令和4年9月29日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)過積載による運送の引き受けを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第17条第3項)
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和4年12月27日
事業者の氏名又は名称	小豆島交通株式会社(法人番号1470001012161)(代表者 中村彰紀)
事業者の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5873番地の10
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5873番地の10
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和4年12月9日及び同年同月19日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)</p> <p>(2)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。